

令和 7 (2025) 年度

科学研究費助成事業

科研費

公募要領

国際共同研究加速基金（帰国発展研究）

令和 7 (2025) 年 7 月 14 日

独立行政法人日本学術振興会

(<https://www.jsps.go.jp/>)

はじめに

本公募要領は、令和7(2025)年度科学研究費助成事業－科研費－「国際共同研究加速基金(帰国発展研究)」の公募内容や応募に必要な手続等を記載したものであり、

I. 科学研究費助成事業－科研費－の概要等

II. 公募の内容

III. 応募する方へ

IV. 関連する留意事項等

により構成しています。

このうち、「II. 公募の内容」においては、公募する研究種目に関する対象、応募総額及び研究期間等や応募から交付までのスケジュール等を記載しています。

また、「III. 応募する方へ」においては、対象となる方に関する「応募に当たっての条件」や「必要な手続」等について記載しています。

関係する方におかれましては、該当する箇所について十分御確認願います。

なお、令和7(2025)年度公募における主な変更点は次の頁のとおりです。

重要説明事項

- ・ 科研費は、研究者個人の独創的・先駆的な研究に対する助成を行うことを目的とした競争的研究費制度ですので、研究計画調書の内容は応募する研究者独自のものでなければなりません。
他人の研究内容の剽窃、盗用は行ってはならないことであり、応募する研究者におかれては、研究者倫理を遵守することが求められます。
なお、研究計画調書の作成に当たって、生成AIを利用することは、意図せず著作権の侵害、個人情報や機密情報の漏洩につながるリスクがありますので、このことに留意した上で研究者個人の責任において判断してください。
- ・ 科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。
- ・ 科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」（うち、I. 科学者の責務）や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（特に、Section I 責任ある研究活動とは）の内容を理解し確認してください。
- ・ 学術研究の国際ネットワークの中で研究活動の質を高めていく観点から、国際学術誌での学術論文の発表、国際共著論文の執筆、国際会議での発表等により研究成果の積極的な国際発信に努めてください。

＜令和 7 (2025) 年度における主な変更点等＞

（１）日本学術振興会海外特別研究員への応募資格の拡大について

○今年度公募より、応募時点で日本学術振興会海外特別研究員として採用中の者についても「独立した研究者」として活動しており、応募資格を全て満たしていれば、応募することが可能です。（「[Ⅱ．公募の内容 1．公募する研究種目](#)」参照）

（２）公募スケジュールについて

○令和 7 (2025) 年度に公募を実施する令和 8 (2026) 年度科研費（「研究活動スタート支援」及び「国際共同研究加速基金」については令和 7 (2025) 年度科研費）の今後の主な公募スケジュールについては、以下を予定しています。また、「海外連携研究」については、令和 7 (2025) 年度採択分以降、公募は行いません。

令和 8 (2026) 年度科研費公募スケジュール（予定）（※ 1）

研究種目名（※ 2）	公募開始	公募締切	審査結果通知 （※ 3）	交付内定（※ 4）
特別推進研究	令和 7 年 4 月 11 日	令和 7 年 6 月 17 日	令和 8 年 1 月上旬	令和 8 年 4 月上旬
基盤研究（S）	令和 7 年 4 月 11 日	令和 7 年 6 月 17 日	令和 8 年 2 月中旬	令和 8 年 4 月上旬
学術変革領域研究 （A・B）	令和 7 年 4 月 11 日	令和 7 年 6 月 17 日	令和 8 年 2 月中旬	令和 8 年 4 月上旬
学術変革領域研究 （A）（公募研究）	令和 7 年 7 月 14 日	令和 7 年 9 月 17 日	令和 8 年 2 月中旬	令和 8 年 4 月上旬
基盤研究（A・B・C）、 若手研究	令和 7 年 7 月 14 日	令和 7 年 9 月 17 日	令和 8 年 2 月 27 日	令和 8 年 4 月上旬
挑戦的研究 （開拓・萌芽）	令和 7 年 7 月 14 日	令和 7 年 9 月 17 日	令和 8 年 6 月 30 日 （令和 8 年 2 月下旬（※ 5））	令和 8 年 6 月下旬
奨励研究	令和 7 年 7 月 14 日	令和 7 年 9 月 17 日	令和 8 年 1 月 30 日	令和 8 年 4 月上旬
研究成果公開促進費	令和 7 年 7 月 14 日	令和 7 年 9 月 17 日	令和 8 年 3 月下旬	令和 8 年 4 月上旬

令和 7 (2025) 年度科研費公募スケジュール (予定) (※ 1)

研究種目名 (※ 2)	公募開始	公募締切	審査結果通知 (※ 3)	交付内定 (※ 4, 6)
研究活動スタート 支援	令和 7 年 3 月 1 日	令和 7 年 5 月 8 日	令和 7 年 7 月 31 日	令和 7 年 7 月下旬
国際先導研究	令和 7 年 1 月 9 日	令和 7 年 3 月 14 日	令和 7 年 11 月下旬	令和 7 年 11 月下旬
国際共同研究強化	令和 7 年 7 月 14 日	令和 7 年 9 月 17 日	令和 8 年 2 月下旬	令和 8 年 2 月下旬
帰国発展研究	令和 7 年 7 月 14 日	令和 7 年 9 月 17 日	令和 8 年 2 月下旬	令和 8 年 2 月下旬
海外連携研究	公募停止 (令和 7 年度採択分以降、公募は行いません)			

※ 1 いずれも新規応募課題についての日程です。

※ 2 上記以外の研究種目の日程については、各公募要領等を御確認ください。

※ 3 新規応募課題の採否について交付内定前又は交付内定と同日に研究代表者に科研費電子申請システムを通じて通知します。

なお、審査結果通知を受け取り「採択」とされた場合、研究開始の事前の準備は可能となりますが、必要な契約等は従前どおり交付内定後に行ってください。

※ 4 予算成立の状況等によっては、交付内定時期が変更されることがあります。

※ 5 括弧内は「事前の選考」の審査結果通知の時期です。

※ 6 帰国発展研究については、「条件付き交付内定」を行います。

(3) 研究設備共用の促進について

○研究費の効率的な使用や設備の共用を促進するため、令和 7 (2025) 年度から、科研費の直接経費を使用して購入した研究設備・機器のうち、使用ルールで定めた条件を満たすものについて、研究機関の内外へ共用することを求めます。特に、当該研究設備・機器を検索システム等に登録することにより、研究機関内外に対して可視化するようにしてください。詳細は、「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」(令和 4 年 3 月 大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会) 及び科研費使用ルール(補助条件及び交付条件等)を参照してください。

○研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン(令和 4 年 3 月 大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/163/toushin/mext_00004.html

（４）研究データマネジメントについて

○令和 6（2024）年度から、原則全ての研究種目において研究データマネジメントプラン（DMP）の作成を求めています。DMP の作成例等の詳細は交付内定時や以下の URL に示していますので、当該内容に沿って研究課題における研究成果や研究データの保存・管理等を行ってください。

また、令和 7（2025）年度に提出される実施状況報告書及び実績報告書の一部として、補助事業により生み出し公開した研究データの情報（メタデータ等）を提出してください。（「[I．科学研究費助成事業－科研費－の概要等 6．科研費により得た研究成果の発信等について（4）研究データマネジメントについて](#)」参照）

○科研費における研究データの管理・利活用について（日本学術振興会ホームページ）
https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/10_datamanagement/index.html

（５）学術論文等のオープンアクセス化の推進について

○学術論文の発表等を通じたオープンアクセスの推進のため、令和 7（2025）年 4 月以降に新たに行う公募から、原則全ての研究種目において、学術雑誌への掲載後、即時に「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載が義務づけられました。掲載された情報は、実施状況報告書及び実績報告書の一部として報告いただく予定です。（「[I．科学研究費助成事業－科研費－の概要等 6．科研費により得た研究成果の発信等について（3）学術論文等のオープンアクセス化の推進について](#)」参照）

目次

はじめに	1
＜令和 7 (2025) 年度における主な変更点等＞	2
I. 科学研究費助成事業－科研費－の概要等	7
1. 科学研究費助成事業－科研費－の目的・性格	7
2. 研究種目	7
3. 文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係	8
4. 科研費に関するルール	8
5. 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」等	10
6. 科研費により得た研究成果の発信等について	13
II. 公募の内容	16
1. 公募する研究種目	16
2. 応募から交付までのスケジュール	17
3. 審査等	19
III. 応募する方へ	21
1. 応募の前に行うべきこと	21
2. 重複制限の確認	24
3. 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等	24
4. 研究者が遵守すべき行動規範について	29
5. 研究倫理教育の受講等について	30
6. 研究者情報の researchmap への登録について	31
7. 審査への参画について	31
IV. 関連する留意事項等	33
（参考） 関係規程	39
V. 問合せ先等	40

【参考】

応募書類の様式（研究計画調書）等は別冊になりますので、『別冊「令和7（2025）年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領 国際共同研究加速基金（帰国発展研究）（応募書類の様式・記入要領）」』を御覧ください。

応募書類の様式（研究計画調書）等については、日本学術振興会ホームページ（以下 URL 参照）よりダウンロードできます。

URL : https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/35_kokusai/03_kikoku/koubo.html

I. 科学研究費助成事業－科研費－の概要等

1. 科学研究費助成事業－科研費－の目的・性格

科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）は、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的研究費」であり、ピアレビューにより、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

＜我が国の科学技術・学術振興方策における「科研費」の位置付け＞



2. 研究種目

研究内容や規模に応じて研究種目を設定しています。

※令和7(2025)年7月現在

研究 種 目	研究 種 目 の 目 的 ・ 内 容	補助金・基金の別	
科学研究費			
特別推進研究	新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究であって、格段に優れた研究成果が期待される一人又は比較的少人数の研究者で行う研究（3～5年間（真に必要な場合は最長7年間）2億円以上5億円まで（真に必要な場合は5億円を超える応募も可能））	補助金	
学術変革領域研究	（A）多様な研究者の共創と融合により提案された研究領域において、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化や若手研究者の育成につながる研究領域の創成を目指し、共同研究や設備の共用化等の取組を通じて提案研究領域を発展させる研究（5年間 1研究領域単年度当たり 5,000万円以上3億円まで（真に必要な場合は3億円を超える応募も可能）） （B）次代の学術の担い手となる研究者による少数・小規模の研究グループ（3～4グループ程度）が提案する研究領域において、より挑戦的かつ萌芽的な研究に取り組むことで、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化につながる研究領域の創成を目指し、将来の学術変革領域研究（A）への展開などが期待される研究（3年間 1研究領域単年度当たり 5,000万円以下）	補助金	
基盤研究	（S）一人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究 原則5年間 5,000万円以上 2億円以下 （A）（B）（C）一人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究 （A） 3～5年間 2,000万円以上 5,000万円以下 （B） 3～5年間 500万円以上 2,000万円以下 （C） 3～5年間 500万円以下	（S）	補助金
		（A）	
		（B）	基金
		（C）	
挑戦的研究	一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究 なお、（萌芽）については、探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究も対象とする （開拓）3～6年間 500万円以上 2,000万円以下 （萌芽）2～3年間 500万円以下	基金	
若手研究	博士の学位取得後8年未満の研究者（注）が一人で行う研究 2～5年間 500万円以下	基金	

I. 科学研究費助成事業－科研費－の概要等

研究活動スタート支援	研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等の取得又は未就学児の養育から復帰する研究者等が一人で行う研究 1～2年間 300万円以下（研究期間が1年の場合は150万円以下）	基金
奨励研究	教育・研究機関や企業等に所属する者で、学術の振興に寄与する研究を行っている者が一人で行う研究 1年間 10万円以上 100万円以下	補助金
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成	基金
研究成果公開促進費		
研究成果公開発表	学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成	補助金
国際情報発信強化	学協会等の学術団体等が学術の国際交流に資するため、更なる国際情報発信の強化を行う取組への助成	
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成	
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成	
特別研究員奨励費	日本学術振興会特別研究員（外国人特別研究員を含む）が行う研究の助成（3年以内）	基金
国際共同研究加速基金		
国際先導研究	我が国の優秀な研究者が率いる研究グループが、国際的なネットワークの中で中核的な役割を担うことにより、国際的に高い学術的価値のある研究成果の創出を目指す。ポストドクターや大学院生の参画により、将来、国際的な研究コミュニティの中核を担う研究者の育成にも資する。（7年間（10年までの延長可） 5億円以下）	基金
国際共同研究強化	科研費に採択された研究者が半年から1年程度海外の大学や研究機関で行う国際共同研究。基課題の研究計画を格段に発展させるとともに、国際的に活躍できる、独立した研究者の養成にも資することを目指す（1,200万円以下）【令和5（2023）年度公募以降改称】	
帰国発展研究	海外の日本人研究者の帰国後に予定される研究（3年以内 5,000万円以下）	

（注）博士の学位を取得見込みの者及び博士の学位を取得後に産前産後の休暇を取得又は未就学児を養育していた場合は、当該期間を除くと博士の学位取得後8年未満となる者を含む。

3. 文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係

科研費は、平成10(1998)年度までは、文部省（現文部科学省）において全ての研究種目の公募・審査・交付業務が行われていましたが、平成11(1999)年度から日本学術振興会への移管を進めています。現時点での公募・審査・交付業務は、次のように行われています。

研究種目	公募・審査業務 （公募要領の作成主体、応募書類の提出先）	交付業務 （交付内定・決定通知を行う主体、 交付申請書・各種書類等の提出先）
新学術領域研究、学術変革領域研究、 特別研究促進費	文部科学省	日本学術振興会
特別推進研究、基盤研究、 挑戦的研究、若手研究、 研究活動スタート支援、 奨励研究、研究成果公開促進費、 特別研究員奨励費、 国際共同研究加速基金（国際先導研究、国際共同研究強化、海外連携研究、帰国発展研究）	日本学術振興会	日本学術振興会

4. 科研費に関するルール

科研費（基金分）は、学術研究助成基金助成金が交付され、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」（準用）、「学術研究助成基金の運用基本方針（文部科学大臣決定）」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成23年規程第19号）」等の適用を受けるものです。

（1）科研費の三つのルール

科研費には次の三つのルールがあります。

I. 科学研究費助成事業－科研費－の概要等

- ① 応募ルール：応募・申請に関するルール
- ② 評価ルール：審査（事前評価）・中間評価・事後評価に関するルール
- ③ 使用ルール：交付された科研費の使用に関するルール

なお、科研費の三つのルールは、次のように適用されます。

	応募ルール	評価ルール	使用ルール
科研費（基金分） 国際共同研究加速基金（帰国発展研究）	日本学術振興会 公 募 要 領	日本学術振興会 科学研究費助成事業における 審査及び評価に関する規程	日本学術振興会 【研究者向け】 交付条件 【研究機関向け】 科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金の使用について各研究機関が行うべき事務等

(2) 科研費の適正な使用

科研費は、国民の貴重な税金等で賄われていますので、科研費で購入した物品の共用を図るなど、科研費の効果的・効率的使用に努めてください。

また、科研費の交付を受ける研究者には、法令及び研究者使用ルール（交付条件）に従い、これを適正に使用する義務が課せられています。さらに、科研費の適正な使用に資する観点から、科研費の管理は、研究者が所属する研究機関が行うこととしており、各研究機関が行うべき事務等（機関使用ルール）を定めています。この中で、研究機関には、経費管理・監査体制を整備し、物品費の支出に当たっては、購入物品の発注、納品検収、管理を適正に実施するなど、科研費の適正な使用を確保する義務が課せられています。（帰国後、日本国内の研究機関に所属した際に、当該研究機関に対して機関使用ルールが適用されます。）いわゆる「預け金」を防止するためには、適正な物品の納品検収に加えて、取引業者に対するルールの周知、「預け金」防止に対する取引業者の理解・協力を得ることが重要です。「預け金」に関与した取引業者に対しては、取引を停止するなどの厳格な対応を徹底することが必要です。

研究者においては、採択後にこれらのルールが適用されることを十分御理解の上、応募してください。

(3) 科研費の使用に当たっての留意点

科研費（基金分）は、採択後の研究期間全体を単一の補助事業として取り扱いますので、研究期間内であれば助成金の受領年度と異なる年度の経費の支払いに対しても助成金を使用することができます。

なお、最終年度を除き、研究期間内の毎年度末に未使用額が発生した場合は、事前の手続を経ることなく、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。

さらに、最終年度には、事前に研究期間の延長の承認を得ることにより、1年間補助事業期間を延長することができます。

(4) 研究成果報告書を提出しない場合の取扱い

- ① 研究成果報告書は、科研費による研究の成果を広く国民に知ってもらう上で重要な役割を果たすとともに、国民の税金等を原資とする科研費の研究の成果を広く社会に還元するために重要なものです。

このため、研究期間終了後に研究成果報告書を提出することとしており、その内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（K A K E N）等において広く公開しています。なお、研究成果報告書は、研究者が所属する研究機関が取りまとめて提出することとしています。

- ② 研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない研究者については、科研費の交付等を行いません。また、当該研究者が交付を受けていた科研費の交付決定の取消及び返還命令を行うほか、当該研究者が所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

さらに、研究成果報告書の提出が予定されている研究者が、研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、当該研究者の提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなりますので、研究機関の代表者の責任において、研究成果報告書を必ず提出してください。

(5) 関係法令等に違反した場合の取扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であった場合や、研究計画の実施に当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、科研費の交付をしないことや、科研費の交付を取り消すことがあります。

5. 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」等

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（令和 3 年 12 月 17 日改正））は、競争的研究費について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを関係府省において申し合わせるものです。科研費を含む競争的研究費の執行に当たっては、この指針等に基づき、適切に対処しますので、以下の点に留意してください。

(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除

- ① 府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を活用し、「不合理な重複又は過度の集中」（下記参照）の排除を行うために必要な範囲で、応募内容の一部に関する情報を、他府省を含む他の競争的研究費担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）間で共有することとしています。

そのため、複数の競争的研究費に応募する場合（科研費における複数の研究種目に応募する場合を含む。）等には、研究課題名についても不合理な重複に該当しないことが分かるように記入するなど、研究計画調書の作成に当たっては十分留意してください。

不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、科研費を交付しないことがあります。

- ② 他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況の記入内容（研究費の名称、研究課題名、研究期間、予算額、エフォート等）や全ての所属機関・役職（兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等）に関する情報について、研究計画調書に記載してください。なお、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消又は減額配分とすることがあります。
- ③ 科研費の応募にあたっては、研究資金や兼業等に関する情報の他、寄附金等に関する情報、資金以外の施設・設備等による支援に関する情報を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性の確保のために必要な情報について、適切に所属研究機関に報告している旨の誓約を求めています。なお、誓約に反して適切に所属研究機関に報告していないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消又は減額配分とすることがあります。
当該種目においては、応募時点において、応募者が日本国外の研究機関に所属しているため、交付申請時に全ての研究活動に係る透明性の確保のために必要な情報を適切に国内の所属研究機関に報告している旨の誓約を求めます。誓約状況は e-Rad の登録情報を確認することとし、誓約が行われていない場合は交付申請を行うことができませんので、ご注意ください。
- ④ 研究で使用している施設・設備等の受入状況や、その管理の状況等について、研究者等に対して確認を求めることがあります。

不合理な重複及び過度の集中の排除

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」-抜粋-

(平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ(令和3年12月17日改正))

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

(1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

- ① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの。以下同じ。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
 - 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
 - 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
 - その他これらに準ずる場合
- ② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
 - 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割割(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
 - 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
 - その他これらに準ずる場合

(2) 不正使用、不正受給又は不正行為への対応

「不正使用」、「不正受給」、「不正行為」は、それぞれ以下のような行為を指します。

- ・「不正使用」・・・架空発注により業者に預け金を行ったり、謝金や旅費などで実際に要した金額以上の経費を請求したりするなど、故意若しくは重大な過失によって競争的研究費の他の用途への使用又は競争的研究費の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用を行うこと
- ・「不正受給」・・・別の研究者の名義で応募を行ったり、応募書類に虚偽の記載を行ったりするなど、偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給すること
- ・「不正行為」・・・発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意によるねつ造、改ざん又は盗用を行うこと

- ① 科研費に関する不正使用、不正受給又は不正行為を行った研究者等については、一定期間科研費を交付しないほか、不正使用、不正受給又は不正行為が認められた研究課題については、当該科研費の全部又は一部の返還を求めることがあります。

なお、これらに該当する研究者については、当該不正使用、不正受給又は不正行為の概要（研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を原則公表します。

また、科研費以外の競争的研究費（他府省所管分を含む。）等で不正使用、不正受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究者についても、当該一定期間、科研費を交付しないこととします。

※ 「科研費以外の競争的研究費（他府省所管分を含む。）等」については、令和7(2025)年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和6(2024)年度以前に終了した制度においても対象となります。現在、具体的に対象となる制度については、以下のホームページを参照してください。

URL : <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

【交付しない期間の扱いについて】

不正使用、不正受給

措置の対象者	不正使用の程度		交付しない期間
I. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
II. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 「1. 個人の利益を得るための私的流用」以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
III. 偽りその他不正な手段により科研費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者	—		5年
IV. 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者	—		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

なお、以下に該当する者に対しては、「厳重注意」の措置を講ずる。

1. 上記Ⅱのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合の研究者
2. 上記Ⅳのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者

（出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費補助金を交付しない期間の扱いについて」及び「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）を交付しない期間の扱いについて」）

不正行為

不正行為への関与に係る分類			学術的・社会的影響度 行為の悪質度	交付しない期間
不正行為に関与した者	ア) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10年
	イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者（上記「ア」を除く）	当該論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	3～5年
		当該論文等の責任著者以外の者		2～3年
	ウ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者ではない者（上記「ア」を除く）			2～3年
	不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）			2～3年
			当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	1～2年

※ 論文の取り下げがあった場合など、個別に考慮すべき事情がある場合には、事情に応じて適宜期間を軽減することができるものとする。

（出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第5条第1項第5号及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第5条第1項第5号に定める期間の扱いについて」）

I. 科学研究費助成事業－科研費－の概要等

- ② 科研費に関する不正使用、不正受給又は不正行為を行った研究者等については、他府省を含む他の競争的研究費等担当（独立行政法人等である配分機関を含む。）に当該不正事案の概要を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費等への応募及び参画についても制限される場合があります。

※ 「応募及び参画」とは、新規研究課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参画すること、進行中の研究課題（継続研究課題）へ研究代表者又は共同研究者等として参画することを指します。

- ③ 帰国後に所属する日本国内の各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）及び、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を遵守することが求められますので、研究活動の実施等に当たっては留意してください。

各ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が研究機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

○「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

○「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

（参考）不正使用、不正受給又は不正行為の事例

○不正使用

- ・業者に架空の取引を指示し、消耗品を購入したように装い、大学から科研費を支出させ、業者に預け金として管理させていた。
- ・業者に架空の取引を指示し、実際に購入、納品させた物品とは異なる品名が記載された虚偽の請求書を作成させて、大学から科研費を支出させていた。
- ・作業事実のない出勤表を大学院生に作成させて謝金の支払いを請求し、プール金として自ら管理していた。
- ・海外渡航の際、研究課題の目的から外れた共同研究の打合せをするために、旅行予定外の目的地に滞在した。
注）事例のような架空の取引等による科研費の支出は、たとえ科研費支出の対象が当該科研費の研究課題のためであったとしても、全て不正使用に当たります。

○不正受給

- ・応募・受給資格のない研究者が科研費の応募・交付申請を行い、不正に科研費を受給していた。

○研究活動における不正行為

- ・科研費の研究成果として発表された論文において、実験のデータや図表の改ざん・ねつ造を行った。
- ・科研費の研究成果として発表された図書に、許諾を得ずに無断で英語の原著論文を翻訳し、引用であることを明記せずに掲載し、当該研究課題の研究成果として公表した。

6. 科研費により得た研究成果の発信等について

科研費では研究成果を研究者や一般の方々に広く知っていただくため、研究成果の概要や研究成果報告書を国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）に掲載し、公開しています。

なお、科研費においては、直接経費を使用して学術論文等による国際的な研究成果の発信はもとより、研究成果広報活動などのアウトリーチ活動もできますので、国際的な研究成果の発信とともに社会・国民への情報発信に努めてください。

研究成果の発信に当たっては、次の点についても、あらかじめ留意してください。

(1) 科研費における研究成果発表に係る謝辞の記載等について

科研費により得た研究成果を発表する場合には、科研費により助成を受けたことを必ず表示してください。また、論文の Acknowledgement（謝辞）又は所定の箇所に、科研費の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載してください。その際、英文の場合は「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8 桁の課題番号」、和文の場合は「JSPS 科研費 JP 8 桁の課題番号」を必ず含めてください。

〈記載例〉

【英文】 This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Number JP12K34567.

【和文】 本研究は JSPS 科研費 JP12K34567 の助成を受けたものです。

(2) 公正で誠実な研究活動の実施について

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

なお、科研費による研究成果を広く一般に公表する場合等において、研究者個人の見解である旨を記載する際の記載例は次のとおりです。

〈記載例〉

【英文】 Any opinions, findings, and conclusions or recommendations expressed in this material are those of the author(s) and do not necessarily reflect the views of the author(s)' organization, JSPS or MEXT.

【和文】 本研究の成果は著者自らの見解等に基づくものであり、所属研究機関、資金配分機関及び国の見解等を反映するものではありません。

(3) 学術論文等のオープンアクセス化の推進について

世界的な知の共有を目指した研究成果のオープン化が国際的にも進みつつあり、学術論文の発表等を通じたオープンアクセスの推進により、研究成果が広く国民に還元されるとともに、科学技術、イノベーションの創出及び地球規模課題の解決に貢献することが期待されます。

我が国の政府方針においても、令和7年度から新たに公募を行う科研費の助成を受けて執筆した査読付き学術論文及び根拠データは、「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(令和6年2月16日統合イノベーション戦略推進会議決定)」(以下「基本方針」という。)及び「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(統合イノベーション戦略推進会議 令和6年2月16日決定)」の実施にあたっての具体的方策(令和6年10月8日改正 関係府省申合せ)」(以下「具体的方策」という。)に従って、学術雑誌への掲載後、即時に「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載が義務づけられます。

ここで、「機関リポジトリ等の情報基盤」とは、研究データ基盤システム(NII Research Data Cloud)上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとされており、科研費では、KAKEN データベースを通じて、実績(実施状況)報告書に入力された研究成果情報を連携することで、研究データ基盤システム上で検索可能となります。

また、オープンアクセスの実施状況を把握するため、実績報告等に記載する研究成果情報の項目を追加・変更予定です。既存の項目に加え、即時オープンアクセスの対象該当否、即時オープンアクセスの実施有無、(即時オープンアクセスの実施無の場合)即時オープンアクセスが困難な理由、学術論文や根拠データを掲載した「機関リポジトリ等の情報基盤」のランディングページの URL 等の識別子について記入する必要があります。

○科研費における論文のオープンアクセス化について(日本学術振興会ホームページ)

URL: https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/08_openaccess/index.html

(4) 研究データマネジメントについて

日本学術振興会では、研究データの取扱いに関する方針を令和5年10月23日に制定・発表しました。本方針では、科研費を含む振興会が交付する研究資金で行われる研究活動の過程で生み出される研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

ついては、科研費に採択された研究代表者は、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で

I. 科学研究費助成事業－科研費－の概要等

研究活動を遂行してください。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データについては、日本学術振興会で定めたメタデータを付与してください。

なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

研究機関では、管理・対象データの範囲や、それら研究データの公開・共有の基準等を定めたデータポリシーの策定や、研究者がデータポリシーに則って研究データマネジメントを実施するための環境や支援体制等の整備をお願いします。

また、本プランに基づき、科研費により生み出し公開された研究データに関する情報は、実績報告書又は実施状況報告書において日本学術振興会へ報告いただき、科学研究費助成事業データベース（K A K E N）で研究成果として公開します。

その他の詳細については交付内定時の通知等を確認してください。

○科研費における研究データの管理・利活用について（日本学術振興会ホームページ）

URL：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/10_datamanagement/index.html

Ⅱ. 公募の内容

1. 公募する研究種目

国際共同研究加速基金（帰国発展研究）

〔学術研究助成基金助成金〕

- ア) 趣 旨 海外の研究機関等において、優れた研究実績を有する独立した研究者が、日本に帰国後すぐに研究を開始できるよう、研究費を支援するものです。
当該研究者が日本を主たる拠点として研究を実施することにより、当該研究者を通じた外国人研究者との連携等による日本の研究活動の活性化に資するとともに、帰国直後の研究費支援があることで若手研究者の海外挑戦の後押しにつながることも期待しています。
- イ) 対 象 下記の応募資格を有する日本人研究者が、帰国後に日本国内の研究機関（注1）に所属し日本を主たる拠点（注2）として一人又は複数の研究者で行う研究計画であって、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究計画
- ウ) 応募資格 応募時点において、以下の①～③を全て満たす者
①日本国外の研究機関に所属し、独立した研究者として活動している者であること、又は、日本学術振興会海外特別研究員（以下「海外特別研究員」という。）として採用中の者であること（日本国内の研究機関に所属している者を除く）
②現に日本国外に居住する日本国籍を有する者であること
③科研費応募資格を有していない者であること
- エ) 応募総額 5,000 万円以下
- オ) 研究期間 3 年以内（研究期間は交付申請した年度から起算して3年目の年度末までとします。また、日本国内の研究機関に所属し科研費の応募資格を取得した場合に令和10(2028)年4月30日まで交付申請を行うことができます。）
なお、交付申請後から経費を執行することができます（採択（条件付き交付内定（注3））以降、直ちに経費を執行することはできません）。

<留意事項>

- ① 応募に当たって、帰国後の所属先の内定の有無は問いません。
- ② 応募時点における身分がポストドクターあるいは海外特別研究員である者については、自らの責任で自由に使用できる研究費を獲得する又は発表論文の責任著者を務めるなど、「独立した研究者」として活動していることが必須であり、その他の応募資格も全て満たしている場合に応募することが可能です。
- ③ 交付申請に当たっては、日本を主たる拠点として研究を遂行するために、教授、准教授又はそれに準ずる身分（ポストドクターは除く）として日本国内の研究機関（注1）に所属し、科研費の応募資格を取得することが必要です。
- ④ 帰国発展研究の受給は1回限りとします。

（注1） 帰国後に所属する研究機関は、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関であることが必要です。

（注2） 海外の研究機関とのクロスアポイントメント等、海外の研究機関において引き続き研究を遂行することについて直ちに妨げませんが、交付申請時に、全仕事時間に対する日本の所属研究機関における職務の割合が、少なくとも概ね50%程度であることを確認します。明らかに満たさない場合は研究費を交付しないことがあります。なお、海外渡航を伴う研究計画を立案する

Ⅱ. 公募の内容

場合には、相手国の状況等を踏まえた実現可能性に十分留意してください。

- (注3) 審査を経て研究課題が採択となった場合に、「条件付き交付内定」を行います。その際、「教授、准教授又はそれに準ずる身分（ポストドクターは除く）として日本国内の研究機関に所属し、科研費の応募資格を取得すること」という条件を満たした場合には研究機関を通じ、令和10(2028)年4月30日を期限として随時交付申請を行うことができます。

なお、令和10(2028)年4月30日までに、上記の条件を満たした上で交付申請を行うことができない場合には、「条件付き交付内定」を取り消します（産前産後の休暇又は育児休業を取得することに伴い交付申請を留保する場合を除く。）。また、「海外における研究滞在等による科研費の研究中断・再開制度」により、交付申請を留保することはできません。

2. 応募から交付までのスケジュール

(1) 応募書類提出期限までに行うべきこと

研究代表者は、以下に基づき適切に対応してください。

日 時	研究代表者が行う手続 (詳細は、「Ⅲ. 応募する方へ」を参照)
令和7(2025)年 7月14日(月) 公募開始	①応募者情報の登録、応募専用ID・パスワードの取得 帰国発展研究専用の科研費電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）にアクセスし、応募者情報の登録を行い、帰国発展研究の応募専用ID・パスワードを取得してください。 過去に帰国発展研究の応募専用ID・パスワードを取得している場合は、改めて取得する必要はありませんが、その場合も応募者情報が最新の情報となっているか確認し、必要に応じて情報を更新してください。 ↓ ③応募書類を作成・提出（送信） （電子申請システムで取得した応募専用ID・パスワードにより、電子申請システムにアクセスして作成し、提出期限までに提出（送信）） ※応募書類の提出（送信）締切後に研究計画調書等の訂正、再提出等を行うことはできません。
9月17日(水) 午後4時30分 (日本時間) 提出期限（厳守）	【必要に応じて行う手続】 ②e-Radの研究者番号取得のための研究者登録 過去にe-Radの研究者番号を取得したことが無い場合は、e-Radの研究者登録を行って研究者番号を取得してください。ただし、平成19(2007)年度以前に文部科学省の科学研究費補助金研究者名簿（以下「科研費研究者名簿」という。）に登録して研究者番号を取得している場合は、当該研究者番号がそのままe-Radに引き継がれているので、e-Radの研究者番号を改めて取得する必要はありません。 ※研究者登録には、登録申請書受理後、最大2週間程度必要

注1) 帰国発展研究専用の電子申請システム URL : <https://www.shinsei.jsps.go.jp/kaken/rsv/index.html>

注2) 帰国発展研究に応募するに当たっては、事前に電子申請システムにより応募者情報を登録し、応募専用ID・パスワードを取得しなければなりません。応募者情報の登録は研究代表者自ら行うことが必要です。

Ⅱ. 公募の内容

(2) 応募書類提出後のスケジュール（予定）

採択された場合は、条件付き交付内定の通知を電子申請システムで確認、ダウンロードすることができます。

日本学術振興会より条件付き交付内定を受けた後、日本国内の科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に定める研究機関に所属し、科研費の応募資格を取得した場合には、令和10(2028)年4月30日を期限として随時交付申請を行うことができます。

以下には、現時点のスケジュールを掲載しておりますが、条件付き交付内定の時期も含め変更が生じる可能性があります。スケジュールに変更が生じた場合は日本学術振興会ホームページでお知らせします。特に総合審査を実施する研究種目（「[Ⅱ. 公募の内容 3. 審査等 \(2\) 審査の方法](#)」参照）については、スケジュールどおりに進まないことが想定され、条件付き交付内定の時期が遅れる場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

国際共同研究加速基金 (帰国発展研究)	
令和7(2025)年10月～令和8(2026)年1月 令和8(2026)年2月下旬 令和8(2026)年4月頃 令和10(2028)年4月30日まで 交付申請後 交付決定後	審査 審査結果通知・条件付き交付内定※1 審査結果開示 交付申請（随時）※2 交付決定（随時） 送金 ※3

※1）帰国発展研究の審査結果通知は、条件付き交付内定と同日に行う予定です。

※2）交付申請に当たっては、科研費の応募資格を取得し、e-Radの研究者情報が更新され、e-Radに「科研費の応募資格有り」として登録されている必要がありますが、応募資格の確認は研究機関が行うこととしており、e-Radの研究者情報の更新についても研究機関で行う必要がありますので、帰国後に所属することとなる日本国内の研究機関の事務担当者に十分確認してください。

また、帰国後に所属する日本国内の研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」を提出している必要がありますので、交付申請に当たっては、提出されているかどうか研究機関の事務担当者に十分確認してください。提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者への交付決定を行いません。

※3）条件付き交付内定で示された交付予定額の範囲内で、交付申請時に研究期間中の各年度に必要な経費を研究代表者が設定し、年度ごとに当該年度分を一括して送金することになります。

3. 審査等

(1) 科研費の審査について

科学研究費助成事業（科研費）では、次の点に留意して審査を行っています。

科学研究費助成事業（科研費）は、わが国の学術振興に寄与すべく、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、学術研究を格段に発展させることを目的とする競争的研究費です。

学術研究は、研究者コミュニティが自ら選ぶ研究者が、科学者としての良心に基づき、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー（Peer Review）のシステムにより発展してきました。

科研費にかかわる審査は、こうしたシステムの一翼を担う重要な要素です。そして、科研費の審査委員は、学術の振興のために名誉と責任あるピアレビューアーの役割を任されています。研究者同士が「建設的相互批判の精神」に則って行う科研費の審査は、学術研究の将来を左右すると言っても過言ではありません。このため、次の点に留意することとしています。

審査は応募者の研究を尊重することが前提です。審査委員は、応募者の研究計画が自身の専門分野に近いかどうかにはかかわらず、応募者がどのような研究を行おうとしているのかを理解し、その意義を評価・審査することとしています。また、科研費の審査は研究課題の審査ですので、研究計画調書の内容に基づいて研究計画の長所（強い点）と短所（弱い点）を見極めて評価するとともに、審査意見ではそれらを具体的に指摘することとしています。

一方で、応募者は、自ら設定した課題の背景や経緯、国内外での位置づけ、新規性、独自性、創造性や具体的な研究計画が審査委員に分かるように研究計画調書に記載することが求められています。審査委員と応募者がこのような姿勢で審査に臨むことにより、ピアレビューによる科研費の審査が健全に機能します。

科研費の審査委員としての経験は、学術的視野をさらに広げる貴重な機会でもあります。そして、学術コミュニティ全体が「建設的相互批判の精神」に則った審査を積み重ねることで、日本の学術水準の向上につながることが期待されます。

(2) 審査の方法等

科研費の審査は、応募書類（研究計画調書）に基づき、日本学術振興会科学研究費委員会で行います。また、審査は非公開で行われます。

その際、応募者は審査が非公開で行われることを前提に未発表の研究結果や研究アイデア等を研究計画調書に記載していることから、審査委員には以下のように、守秘義務の徹底をお願いしています。

- ・ 応募者の知的資産の保護及びピアレビューシステムの公正性を確保するため、研究計画調書の内容等、審査に当たって知り得た情報はいかなる形においても、上司、同僚や部下を含め、外部に漏らしてはならないこと。
- ・ 審査委員は審査で知り得た情報を自分の利益のために利用してはならないこと。
- ・ 審査資料の厳重な管理の徹底が求められること。

帰国発展研究の評価基準など、「評価ルール」（「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」（以下「審査及び評価に関する規程」という。））の詳細は、日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ（URL：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/03_shinsa/index.html）で確認してください。

※ 審査においては researchmap 及び科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の掲載情報を必要に応じて参照する取扱いとしています（「[Ⅲ. 応募する方へ](#) 6. 研究者情報の researchmap への登録について」参照）。

(3) 審査結果の通知

- ① 審査結果に基づく採択、不採択については、電子申請システムにより通知する予定です。開示の際には、日本学術振興会ホームページでお知らせします。
- ② 採択されなかった研究代表者のうち、審査結果の開示を希望する者に対して、審査希望分野におけるおおよその順位を電子申請システムにより開示します。

Ⅲ. 応募する方へ

1. 応募の前に行うべきこと

応募の前に行うべきことは、

- (1) 帰国発展研究応募資格の確認
- (2) 電子申請システムを利用するための応募者情報の登録及び応募専用ID・パスワードの取得
- (3) e-Radの研究者番号取得のための研究者登録

の3点です。

電子申請システムについて

電子申請システムは、応募者が応募手続・審査結果の確認を、インターネットを利用して行うシステムです。

帰国発展研究の応募に当たっては、帰国発展研究専用の電子申請システムを利用して手続を行う必要があり、本システムにより、応募書類を提出（送信）することとなります。本公募要領及び電子申請システムのページに掲載の操作手引等を踏まえ適切に手続を進めてください。

※動作環境、操作方法などの詳細は、応募者向け操作手引を参照してください。

URL: <https://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/docs/manual1ka-rsv.pdf>

(1) 帰国発展研究応募資格の確認

帰国発展研究への応募は、次の帰国発展研究応募資格を満たす者が研究代表者となって行うものです。

【帰国発展研究応募資格】

応募時点において、以下の①～③を全て満たす者

- ① 日本国外の研究機関に所属し、独立した研究者として活動している者であること、又は、海外特別研究員として採用中の者（日本国内の研究機関に所属している者を除く）
- ② 現に日本国外に居住する日本国籍を有する者であること
- ③ 科研費応募資格（※）を有していない者であること

（注1） 応募に当たって、帰国後の所属先の内定の有無は問いません。

（注2） 科研費やそれ以外の競争的研究費等で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、令和7（2025）年度に、「その交付の対象としないこと」とされている場合は、応募することができません。

（注3） **応募書類の提出期限までに科研費への応募資格を得た場合には、帰国発展研究に応募することはできません。**

(※) 【科研費応募資格】

- ① 応募時点において、所属する研究機関（注１）から次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること（注２）

＜要件＞

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
- ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）

（注１）研究機関は、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第２条に規定される研究機関

（注２）日本学術振興会特別研究員（ＤＣ）については、上記①のア～ウに関わらず、日本学術振興会特別研究員（ＤＣ）に採用されていることをもって応募資格の要件を満たすものとします。ただし、研究機関が満たさなければならない要件に関しては、研究機関において確認してください。

（参考）研究機関が満たさなければならない要件

＜要件＞

- ・ 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ・ 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

- ② 科研費やそれ以外の競争的研究費等で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、公募対象年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

なお、当該科研費応募資格は、採択後、日本国内の研究機関に所属し、交付申請手続を行うまでの間に、満たさなければなりません。

(2) 電子申請システムを利用するための応募者情報の登録及び応募専用ＩＤ・パスワードの取得

応募に当たっては、帰国発展研究の応募専用ＩＤ・パスワード（**e-RadのＩＤ・パスワードとは異なります。**）を取得した上で、電子申請システム（以下URL参照）にアクセスし、応募書類を作成する必要があります。

応募専用ＩＤ・パスワード取得手続の概要は以下のとおりですが、その詳細は、電子申請システムからダウンロードできる「操作手引」を参照してください。

なお、**過去に帰国発展研究の応募専用ＩＤ・パスワードを取得している場合は、同じ応募専用ＩＤを使用できますが**、その場合も応募者情報が最新の情報となっているか確認し、必要に応じて情報を更新してください（応募者情報の更新については以下の②を参照）。

- ① 電子申請システム「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）メニュー」（URL：<https://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/rsv/index.html>）にアクセスし、「ＩＤ取得」ボタンから手続を開始してください。手続の最初には、応募資格や個人情報の取扱いに関する確認画面が表示されますので、内容をよく確認し、各チェックボックスをチェックした上で手続を進めてください。
- ② 応募専用ＩＤ・パスワードを取得するためには、まず応募者情報の仮登録が必要となります。ここで登録した内容が応募時にも使用されますので、正確に入力してください。なお、登録内容については、応募専用ＩＤ・パスワードを取得後に、応募手続にログインした後の画面から変更することが可能です。

【登録内容】

氏名（フリガナ、漢字等）、生年月日、性別、メールアドレス、海外特別研究員チェック項目（※１）、海外特別研究員受付番号（※海外特別研究員の場合）、所属研究機関又は派遣先研究機関（※海

Ⅲ. 応募する方へ

外特別研究員の場合）（名称、国）（※２）、部局名、職名

- （※１） 海外特別研究員の場合、「海外特別研究員の場合チェック」の項目にチェックを入れると、海外特別研究員受付番号入力欄が表示され、職名には自動的に「海外特別研究員」と表示されます。
- （※２） 海外の複数の研究機関に所属している場合は、主となる研究機関を登録してください。また、海外特別研究員として応募する場合には、応募時点の派遣先研究機関を登録してください。
- ③ 応募者情報を仮登録した後、登録したメールアドレスに仮登録完了通知メールが届きます。メール到着後 24 時間以内に当該メールに記載の URL にアクセスし、応募者情報本登録を完了することで、応募専用 ID・パスワードを取得できます。
- なお、ID は別途メールでも通知されますが、パスワードは応募者情報本登録を完了した際に画面上でしか表示されませんので御注意ください。また、取得した応募専用 ID・パスワードで応募手続に最初にログインする際には、パスワードの変更が必要となります。
応募専用 ID・パスワードについては、決して他者に漏えいすることがないよう厳格な管理を行ってください。
- ④ ID やパスワードを忘れた場合には、電子申請システムの「IDを確認する」、「パスワードを再発行する」からそれぞれ ID の確認、パスワードの再発行が可能です。また、パスワードについては、応募手続にログインした後の画面から変更することが可能です。

(3) e-Rad の研究者番号取得のための研究者登録

応募に当たっては、電子申請システムで入力する「Web 入力項目」（「[Ⅲ. 応募する方へ 3. 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等](#)」参照）において、e-Rad の研究者番号を入力することが必要です。過去に e-Rad の研究者番号を取得したことが無い場合は、応募前に e-Rad の研究者登録申請を行い、研究者番号を取得してください。研究者登録申請の手続については、e-Rad ホームページ「新規登録の方法」（URL：<https://www.e-rad.go.jp/researcher/index.html>）で確認してください。申請書類受理後、手続に最大 2 週間程度必要となるため、余裕を持って手続を行ってください。研究者登録申請に当たっては以下の点にも御注意ください。

- ・ e-Rad の研究者登録申請書（様式 3-1）の備考欄に「**科研費（帰国発展研究）応募**」と記載してください。

なお、e-Rad の研究者番号については、研究者固有の番号であり、研究機関の異動があっても同じ番号を使用するため、過去に e-Rad の研究者番号を取得している場合は、当該番号を使用してください。また、平成 19(2007)年度以前に文部科学省の科研費研究者名簿に登録して研究者番号を取得している場合は、当該番号がそのまま e-Rad に引き継がれていますので、当該番号を使用してください。いずれの場合も、帰国発展研究に応募するために e-Rad に登録されている研究者情報を更新することは不要です。

- ※ 1 e-Rad の研究者番号を取得している研究者（文部科学省の科研費研究者名簿に登録して取得した研究者番号が e-Rad に引き継がれている研究者も含む。）が、すでに研究者番号を取得しているにもかかわらず、新たに e-Rad の研究者登録申請を行った場合には、e-Rad ヘルプデスクから同一人物であることを確認するための連絡がありますので、速やかに対応してください。

- ※ 2 過去に取得した研究者番号を忘れた場合は、まずは、下記問合せ先までお問い合わせください。（必要に応じて、以前に所属していた研究機関への問合せを依頼する可能性があります。）

＜問合せ先＞

（府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への研究者登録について）

e-Rad ヘルプデスク

電話：0570-057-060（ナビダイヤル）

受付時間：9：00～18：00

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く

※ 上記ナビダイヤルが利用できない場合 電話：03-6631-0622
URL：<https://www.e-rad.go.jp/researcher/index.html>

2. 重複制限の確認

- ① 一人の研究者が研究代表者として帰国発展研究に応募できるのは1研究課題（※）です。
（※）海外の研究機関に複数所属している場合であっても、一人につき、1研究課題しか応募は認められません。
- ② 一人の研究者が帰国発展研究を受給（交付決定を受ける）できるのは1回のみです。なお、令和6（2024）年度に帰国発展研究に採択され、まだ交付申請を行っていない場合には、令和7（2025）年度に帰国発展研究に応募することは認められません。
- ③ 令和7（2025）年度に帰国発展研究に採択された研究代表者は、帰国後に科研費の応募資格を得た後、令和8（2026）年度以降の科学研究費助成事業の公募において他の研究種目（「研究活動スタート支援」を除く）に応募することができます。
ただし、他の研究種目に研究代表者として応募した研究課題が採択された場合には、帰国発展研究の研究費は交付されず、交付された場合であっても、研究課題を廃止し未使用額を返還しなければなりません（最終年度に研究期間の延長（産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等により研究を中断したことに伴う場合を含まない）を行った研究課題を除く。）。
- ④ 令和7（2025）年度に帰国発展研究に採択された研究代表者は、令和8（2026）年度、令和9（2027）年度及び令和10（2028）年度の「研究活動スタート支援」には応募することができません。

（参考）「研究活動スタート支援」について

「研究活動スタート支援」は、研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者など、前年7月までの公募に応募できない者を支援するものです。

この研究種目の令和8（2026）年度公募は、令和8（2026）年3月に予定しており、その応募要件は、

- | |
|--|
| <p>A) 令和7（2025）年9月18日以降に科学研究費助成事業の応募資格を得、かつ文部科学省及び日本学術振興会が公募を行う以下の研究種目（※1）に応募していない者</p> <p>B) 令和7（2025）年度に産前産後の休暇を取得又は未就学児を養育（※2）していたため、文部科学省及び日本学術振興会が公募を行う以下の研究種目（※1）に応募していない者</p> |
|--|

（※1）令和8（2026）年度科研費「特別推進研究」、「学術変革領域研究」、「基盤研究」、「挑戦的研究」及び「若手研究」
（※2）育児休業を取得している期間も含む

とする予定です。（詳細は、令和8（2026）年3月公表予定の公募要領を確認してください。）

- ⑤ 「海外における研究滞在等による科研費の研究中断・再開制度」により中断中の研究課題を有している場合であっても、帰国発展研究の応募資格を全て満たす場合には、帰国発展研究に応募することができます。ただし、帰国発展研究に採択された場合は、日本国内の研究機関に所属し科研費の応募資格を取得した後、帰国発展研究の交付申請を行う前に、中断中の研究課題に係る条件付き交付内定を辞退又は廃止する必要があります。
- ⑥ 科研費と他の競争的研究費制度との間には重複制限は設けていませんが、「[I. 科学研究費助成事業－科研費－の概要等](#) 5. 「[競争的研究費の適正な執行に関する指針](#)」等」に記載の「不合理な重複及び過度の集中の排除」の内容に十分留意してください。

3. 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等

科研費は、研究者個人の独創的・先駆的な研究に対する助成を行うことを目的とした競争的研究費制度ですので、研究計画調書の内容は応募する研究者独自のものでなければなりません。

研究計画調書の作成に当たっては、他人の研究内容の剽窃、盗用は行ってはならないことであり、応募する研究者におかれては、研究者倫理を遵守することが求められます。

Ⅲ. 応募する方へ

また、海外渡航等を伴う研究計画を立案する場合には、実現可能性に十分留意してください。

審査においては研究課題名を含めた研究計画調書全体が審査されること、また採択された場合には科学研究費助成事業データベース（KAKEN）に掲載され広く公開されることに十分留意の上、研究課題名は研究内容を適切に反映させたものとしてください。

応募に必要な書類は研究計画調書です。

研究計画調書は、「Web入力項目」と「添付ファイル項目」の二つで構成されます。

研究代表者は、「Web入力項目」を入力するとともに、別途作成する「添付ファイル項目」を電子申請システムにアップロードして研究計画調書（PDFファイル）を作成し、提出（送信）してください。

研究計画調書の作成・応募方法の詳細は以下のとおりですので確認してください。

(1) 研究計画調書及び個人情報の取扱いに係る同意書の作成

応募に当たっては、電子申請システムで取得した応募専用ID・パスワードにより電子申請システムにアクセスして、研究計画調書を作成する必要があります。

研究計画調書について

研究計画調書は次の二つから構成されます。

Web入力項目：電子申請システムにより、Web上で入力する部分

添付ファイル項目：「研究目的、研究方法」など、研究計画の内容に係る部分の様式を日本学術振興会 科学研究費助成事業ホームページ（URL：https://www.jpsps.go.jp/j-grantsinaid/35_kokusai/03_kikoku/koubo.html）から取得し、電子申請システムにアップロードして研究計画調書（PDFファイル）を作成してください。
（紙媒体による応募は受理しません。）

研究種目	研究計画調書		
	Web入力項目 (前半)	添付ファイル項目 の様式	Web入力項目 (後半)
国際共同研究加速基金 (帰国発展研究)	電子申請システムに入力 (研究課題名、応募額等応募研究課題に係る基本データ)	S-62	電子申請システムに入力 (研究経費とその必要性、研究費の応募・受入の状況等)

※添付ファイル項目の様式は電子申請システムの応募専用ID・パスワードの取得前でも日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ（URL：https://www.jpsps.go.jp/j-grantsinaid/35_kokusai/03_kikoku/koubo.html）から取得することができます。

個人情報の取扱いに係る同意書について

平成30(2018)年5月25日付けで施行された「EU一般データ保護規則第2016/679号（General Data Protection Regulation：GDPR）」及び「個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転に関する2016年4月27日欧州議会及び欧州理事会規則（英国一般データ保護規則）」への適切な対応のため、日本学術振興会では、欧州経済領域（EEA）及び英国（以下まとめて「EEA等」という。）に所在する方から個人情報を取得する際はその利用目的や個人情報の取扱いを明示した上で同意を得ることとしています。

帰国発展研究においても、EEA等に所在する研究者が応募する際には個人情報の取扱いに係る同意書を提出する必要がありますので、下記「(2)電子申請システムを利用した応募」③の内容及び「個人情報の取扱いに関する同意書」の内容を確認し、同意書に署名の上、必ずPDF化し電子申請システムにアップロードしてください。

※「個人情報の取扱いに関する同意書」の様式は、日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ（URL：https://www.jpsps.go.jp/j-grantsinaid/35_kokusai/03_kikoku/koubo.html）から取得してください。

Ⅲ. 応募する方へ

※応募時点で EEA 等以外の地域に所在している場合、同意書を提出する必要はありません。

（参考）研究計画調書の見直しについて

平成 31 (2019) 年度公募から、「研究業績は、応募する研究計画についての研究遂行能力を確認するために必要とするものであり、研究計画調書への網羅的な記載は求めない」との考えに基づき、従来の「研究業績」欄を「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に変更しました。

なお、令和 2 (2020) 年度公募から「ポストドクター」、令和 7 (2025) 年度公募から「海外特別研究員」という身分であっても本種目の趣旨に合致する場合には応募可能としたことに伴い、本欄には、海外の研究機関等において「独立した研究者」として研究活動を行っていることがわかる内容を含め記載するように求めています。

上記の見直しの詳細については、以下の資料も参照してください。

○第 6 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた科研費の改善・充実について

URL : https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/045/1413368_00003.htm

○第 12 期研究費部会における科学研究費助成事業（科研費）の改善・充実について（第 12 期審議まとめ）

URL : https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/051/00002.htm

研究計画調書の作成に当たっては、公募要領別冊「応募書類の様式・記入要領」を十分確認してください。

(2) 電子申請システムを利用した応募

- ① 研究代表者として応募する研究者は、「令和 7 (2025) 年度研究計画調書（Web 入力項目）（国際共同研究加速基金（帰国発展研究））作成・入力要領」に基づき、Web 入力項目を入力するとともに、「令和 7 (2025) 年度国際共同研究加速基金（帰国発展研究）研究計画調書作成・記入要領」に基づいて、別途作成した添付ファイル項目を電子申請システムにアップロードして、研究計画調書（PDF ファイル）を作成してください。
- ② 研究計画調書は、研究代表者が電子申請システムを通じて提出します。
提出（送信）に当たっては、作成した研究計画調書（PDF ファイル）の内容を十分確認の上、確認完了・提出処理を行ってください。また、日本学術振興会への提出（送信）期限後に研究計画調書（PDF ファイル）の修正等を行うことはできません。

【研究計画調書の提出（送信）期限】

令和 7 (2025) 年 9 月 17 日（水）午後 4 時 30 分（厳守）（日本時間）

※いかなる理由であっても、上記の期限より後に提出（送信）された課題は受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）してください。

※上記の期限より後に、研究計画調書等の引き戻し、再提出を行うことはできません。

- ③ 研究計画調書に含まれる個人情報及び電子申請システムに登録した個人情報は、競争的研究費の不合理的な重複や過度の集中の排除、科学研究費助成事業の業務、科学研究費助成事業を含む科学技術政策に関するアンケートの実施のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）するほか、e-Rad に提供します（e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。そのため、e-Rad 経由で内閣府に情報提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種作業や情報の確認等について御協力を求めることがあります。）。なお、採択された研究課題に関する情報（研究課題名・研究代表者氏名・帰国後の所属研究機関名・交付予定額・研究期間等）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、報道発表資料及び国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）等により公開します。
これらの情報の取扱い（利用・提供・公開）について、十分御理解の上、研究者は応募手続（③を含む）を行ってください。

(3) 研究計画調書の作成に当たって留意すべきこと

作成に当たっては、次の点について、内容に問題がないか確認してください。

①公募の対象とならない研究計画でないこと。

次の研究計画は公募の対象としていません。

- ア 単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画
- イ 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
- ウ 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
- エ 業として行う受託研究
- オ 研究期間のいずれかの年次における研究経費の額が 10万円未満の研究計画

②研究組織について次の要件を満たしていること。

研究代表者は、研究計画の性格上、必要があれば研究協力者ととも研究組織を構成することができます。

1) 研究代表者（応募者）

ア 研究代表者は、補助事業者であり、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめを含む。）に関して全ての責任を持つ研究者のことをいいます。

なお、研究期間中における研究代表者自らの意思に基づく応募資格の喪失などにより、研究代表者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究代表者となることを避けてください。

(注) 研究代表者は、研究計画の遂行に関して全ての責任を持つ研究者であり、重要な役割を担っています。応募に当たっては、研究期間中における研究代表者自らの意思に基づく応募資格の喪失などにより、研究代表者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は研究代表者となることを避けるよう求めており、研究代表者を交替することも認めていません。

イ 研究代表者は、科研費やそれ以外の競争的研究費等で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、公募対象年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないことが必要です。

2) 研究協力者

ア 研究協力者は、研究代表者以外の者で、研究課題の遂行に当たり、協力を行う者のことをいいます。

イ 研究協力者は、必ずしも e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている必要はありません。

例えば、以下のような者も研究協力者として参画することができます。

ポストドクター、大学院生、リサーチアシスタント（RA）、日本学術振興会特別研究員（受入研究機関として日本学術振興会に届け出ている研究機関において応募要件を満たさないPD・R PD・CPD・DC）、海外の研究機関に所属する研究者（海外の共同研究者）、科学研究費補助金取扱規程第2条に基づく指定を受けていない企業の研究者、その他技術者や知財専門家等の研究支援を行う者 等

ウ 応募時点においては、研究分担者となることを予定している日本の研究機関に所属する研究者（現在科研費に採択されている研究者を含む。）も研究協力者として取り扱うこととします。交付申請時以降に、必要に応じて、研究分担者を追加することができます。

【参考】

○研究分担者

ア 研究分担者は、補助事業者であり、研究計画の遂行に関して研究代表者と協力しつつ、明確な分担内容に応じた研究遂行責任を負い研究活動を行う者のことをいい、補助事業者として分担内容を踏まえた分担金の配分を受ける者でなければなりません（研究代表者と同一の研究機関に所属する研究分担者であっても、分担金の配分を受けなければなりません。）。

なお、研究期間中における研究分担者自らの意思に基づく応募資格の喪失などにより、研究分担者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究分担者となることを避けてください。

イ 研究分担者は、研究代表者と同様、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されているほか、科研費やそれ以外の競争的研究費等で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、公募対象年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないことが必要です。

③経費について次の要件を満たしていること。

1) 対象となる経費（直接経費）

研究計画の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。）

※ 研究計画のいずれかの年次において、「設備備品費」、「旅費」又は「人件費・謝金」のいずれかの経費が90%を超える研究計画の場合及びその他（消耗品費、その他）の費目で特に大きな割合を占める経費がある研究計画の場合には、当該経費の研究遂行上の必要性について、研究計画調書に記載しなければなりません。

【参考：競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費の支出について】

研究活動に専念できる時間を拡充するために、研究代表者・研究分担者の研究以外の業務（※）の代行に係る経費（パイアウト経費）を直接経費から支出することが可能となりました（パイアウト制度）。

（※）所属研究機関の研究者が行う業務として位置付けられた、①研究活動、②組織の管理運営事務を除く、研究者が本来行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務が対象となる（例：教育活動（授業等の実施・準備、学生への指導等）、社会貢献活動（診療活動、研究成果普及活動等）等）。また、営利目的で実施する業務は対象外。

科研費では令和3（2021）年度以降、以下の種目においてパイアウト経費を支出することを可能とします。パイアウト経費の支出を希望する場合は、所属する研究機関の構築した仕組みにのっとり、研究機関と研究代表者（又は研究分担者）の合意に基づいて実施することとなります。

パイアウト経費を支出する場合は、研究計画調書の「その他」の費目に計上し、「事項」欄に必ず『パイアウト』という文言を記載してください（公募要領別冊「応募書類の様式・記入要領」も併せて確認してください。）。

【パイアウト制度の対象となる種目】

特別推進研究、学術変革領域研究（学術研究支援基盤形成は除く）、新学術領域研究（研究領域提案型）（『学術研究支援基盤形成』は除く）、基盤研究、挑戦的研究（挑戦的萌芽研究を含む）、若手研究（若手研究（A・B）を含む）、研究活動スタート支援、国際先導研究、海外連携研究（改称前の国際共同研究強化（B）を含む）、**帰国発展研究（国内の研究機関に所属した後に限る）**、特別研究促進費

【パイアウト制度の対象とならない種目】

奨励研究、研究成果公開促進費、特別研究員奨励費、学術変革領域研究（学術研究支援基盤形成）、新学術領域研究（研究領域提案型）『学術研究支援基盤形成』、国際共同研究強化（改称前の国際共同研究強化（A）を含む）。ただし、国際共同研究強化（改称前の国際共同研究強化を含む（A））は、必要に応じて「代替要員確保のための経費」を計上することができます。

支出可能な経費や所属機関において実施すべき事項の詳細については、下記の資料を御参照ください。

○「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（パイアウト制度の導入）について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

URL:https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00003.htm

なお、パイアウト制度は、研究代表者（又は研究分担者）の希望に基づき、当該研究課題に専念できる時間を拡充するための制度であることから、研究代表者（又は研究分担者）の希望の有無や、当該研究課題に専念できる時間の拡充状況（増加時間数など）等について経費の執行状況と合わせて確認する場合があります。その際、当該研究課題に専念できる時間の拡充が確認できないなど適切に支出されていない場合は当該経費の返還を求めることがありますので、各研究機関においては適切に運用するようにしてください。

※パイアウト制度は、帰国後の所属研究機関との調整が必要となるため、帰国発展研究において応募時点で計上されることは想定しておりませんが、日本国内の研究機関に所属した後、交付申請時以降に、必要に応じてパイアウト制度を活用することができます。

Ⅲ. 応募する方へ

2) 対象とならない経費

- ア 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる据付等のための経費を除く。）
- イ 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ウ 研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金
- エ 上記のほか、間接経費（注）を使用することが適切な経費

（注）研究計画の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（直接経費の30%に相当する額）であり、研究機関が使用するものです。今回、公募を行う研究種目には間接経費が措置される予定ですが、**研究代表者は、間接経費を応募書類に記載する必要はありません。**

④応募に際して、次のとおり審査を希望する分野を選定すること。

応募に際しては、研究計画の内容に照らし、次の10分野のうち、**審査を希望する分野を1つ必ず選定**してください。

審査希望分野	①情報学	⑥化学
	②環境学	⑦工学
	③人文学	⑧生物学
	④社会科学	⑨農学
	⑤数物系科学	⑩医歯薬学

⑤帰国発展研究としての妥当性等については、専門分野が離れた審査委員にも理解しやすいように研究計画調書を作成すること。

⑥応募書類の体裁等に不備がないこと。

1) 文字化け等がないこと

電子申請システムから提出された研究計画調書（PDFファイル）の電子媒体がそのまま審査に付されます。研究計画調書の提出（送信）前に必ず、文字化けなど内容が不鮮明となっていないかについて、研究代表者の責任において確認してください。なお、色を付した図や文字が使用された研究計画調書はそのまま審査に付されます。

2) 所定の様式と同一規格であること

応募書類は、所定の様式と同一規格であるか確認してください。特に、添付ファイル項目については、総頁数だけでなく、各欄の指示書きで指定されている頁数と同一であるかも確認してください。

なお、各研究種目の応募書類の様式等は「[Ⅲ. 応募する方へ](#) 3. [応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等](#)」を参照してください。

3) 応募情報の入力漏れ、誤入力がないこと

応募締切後に応募書類の修正を行うことはできませんので、応募情報の入力漏れ、誤入力がないか（特に予算額の桁数に誤りがないか、研究課題名に誤字脱字やスペルの誤りがないか等）念入りに確認してください。

4. 研究者が遵守すべき行動規範について

科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」（うち、Ⅰ. 科学者の責務）や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（特に、Section Ⅰ 責任ある研究活動とは）の内容を理解し確認してください。

なお、交付申請時に、研究代表者及び研究分担者（研究分担者については交付申請時に追加する場合）が研究倫理教育の受講等をしていることについて、電子申請システムにより確認します（「[Ⅲ. 応募する方](#)

へ 5. 研究倫理教育の受講等について」参照）。

【日本学術会議 声明「科学者の行動規範－改訂版－」－抜粋－】

(平成 25(2013)年 1 月 25 日)

I. 科学者の責務

(科学者の基本的責任)

- 1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(科学者の姿勢)

- 2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(社会の中の科学者)

- 3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

(社会的期待に応える研究)

- 4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

(説明と公開)

- 5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(科学研究の利用の両義性)

- 6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

※URL : <http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/>

【日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」】

(日本語版(テキスト版)) (日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会)

※URL : <https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>

5. 研究倫理教育の受講等について

科研費により行われる研究活動に参画する研究代表者及び研究分担者（研究分担者については交付申請時に追加する場合）は、令和 7 (2025) 年度科学研究費助成事業の新規研究課題の交付申請前までに、研究倫理教育等に関し、以下の点をあらかじめ行うことが必要であり、**交付申請時に研究代表者及び研究分担者が研究倫理教育の受講等をしていることについて、電子申請システムにより確認します。**

なお、過去に研究倫理教育の受講等をしている場合や、他の研究機関で研究倫理教育の受講等をした後に異動をした場合などには、所属する研究機関に研究倫理教育の受講等について十分に確認をしてください。

【研究代表者が行うべきこと】

- ・ 交付申請前までに、自ら研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理 e ラーニングコース (e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE])、APRIN e ラーニングプログラム (eAPRIN) 等) の通読・履修をすること、又は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすること
- ・ 交付申請前までに、日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認すること
- ・ 研究分担者から
 - ① 研究代表者が帰国後に所属する研究機関に研究計画調書を提出（送信）するまでに、電子申請システム上で研究分担者として参画すること及び「当該研究課題の交付申請前までに、研究倫理教育の受講等をする」ことの承諾を得ること
 - ② 交付申請前までに、研究分担者が研究倫理教育の受講等を行ったことを確認すること

【研究分担者が行うべきこと】

- ・ 研究代表者に、電子申請システム上で研究分担者として参画すること及び「当該研究課題の交付申請前までに研究倫理教育の受講等をする」旨の承諾を行うこと

Ⅲ. 応募する方へ

- ・研究代表者が交付申請を行うまでに、自ら研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理eラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]）、APRIN eラーニングプログラム（eAPRIN）等）の通読・履修をすること、又は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を踏まえ、研究機関が実施する研究倫理教育を受講し、受講した旨を研究代表者に報告すること
- ・研究代表者が交付申請を行うまでに、日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認し、その旨を研究代表者に報告すること

6. 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (URL: <https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースであり、登録した業績情報は、インターネットにより公開が可能であるほか、e-Rad や多くの大学の教員データベース等とも連携しており、政府全体でも更に活用していくこととされています。

また、科研費の審査において、researchmap 及び科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の掲載情報を必要に応じて参照する取扱いとしますので、researchmap への研究者情報の登録をお願いします。なお、審査において researchmap の掲載情報を参照するに当たっては、researchmap に登録されている「研究者番号」により検索を行いますので、researchmap へ研究者情報を登録する際には、必ず「研究者番号」を登録してください。

<問合せ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構

情報基盤事業部サービス支援センター（researchmap 担当）

Web 問合せフォーム: <https://researchmap.jp/public/inquiry/>

7. 審査への参画について

科研費の応募研究課題の審査は、研究者コミュニティ自らが選ぶ研究者が、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー（Peer Review）のシステムを採っており、毎年8,000名以上の研究者が審査委員として参画くださることにより成り立っています。ピアレビューは、研究者コミュニティの自律性の基礎となるものであって、学術研究の質を保証し向上させる上で重要な役割を担っています。また、様々な種類の研究資金がある中で、研究者同士が「建設的相互批判の精神」に則って、純粹に研究の学術的価値に基づき審査を行う科研費の審査制度は、我が国の学術研究を将来にわたって支える上で不可欠であると言っても過言ではありません。

そのため、科研費制度は研究者が支えるものであり、研究者には「応募者」及び「研究実施者」としての責務とともに、「審査委員」としての「責務」があり、研究者が審査委員として優れた研究計画を見出すことは、科研費によって優れた研究成果を創出することと同様、学術研究を支えるためにも重要であるということが研究者の共通認識となるよう、研究者コミュニティの中で共有してください。また、審査に参画することは、他の審査委員の多様な意見を踏まえ、客観的・学術的な評価を行う能力を磨き、視野を広げることにもつながるなど、審査委員の育成という面も有しています。

さらに、一部の研究者に審査負担が偏ることなく、研究者全体で科研費の審査を支えていくためにも、**今後、日本学術振興会及び文部科学省から審査に関する依頼があった場合には、積極的な参画をお願いします。**

なお、日本学術振興会においては、公正な審査委員を選考するため、科研費に採択された研究課題の研究代表者の所属・氏名等の情報を「審査委員候補者データベース」に登録し、当該データベースを活用して審査委員を選考しています。「審査委員候補者データベース」に登録している情報を常に最新に保つため、データベースの情報の更新依頼を、所属研究機関を通じて毎年行っていますので、更新についても研究者使用ルール（補助条件又は交付条件）に基づき積極的に御協力いただくようよろしくお願いします。

Ⅲ. 応募する方へ

(参考) 研究機関における研究インテグリティの確保について

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

○研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）

URL:https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/integrity_housin.pdf

IV. 関連する留意事項等

1. 「学術研究支援基盤形成」により形成されたプラットフォームによる支援の利用について

学術変革領域研究（学術研究支援基盤形成）では、科研費により実施されている個々の研究課題に関し、研究者の多様なニーズに効果的に対応するため、大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点を中核機関とする関係機関の緊密な連携の下、学術研究支援基盤（以下「プラットフォーム」という。）を形成し、科研費により実施されている個々の研究課題への技術支援等を実施し、研究者に対して問題解決への先進的な手法を提供するとともに、研究者間の連携、異分野融合や人材育成を一体的に推進しています。

科研費により実施している研究課題を対象に、以下の各プラットフォームにおいて、技術支援等を行う研究課題を公募します。各プラットフォームからの技術支援等を希望される研究者におかれましては、各プラットフォームのホームページ等により公募内容・時期を御確認の上、積極的に御応募ください。

※「技術支援等」とは、幅広い研究分野・領域の研究者への設備の共用、技術支援のほか、リソース（資料・データ、実験用の試料、標本等）についての収集・保存・提供や保存技術等の支援を指します。

「先端技術基盤支援プログラム」：

複数の施設や設備を組み合わせることにより、先端性又は学術的価値を有し、幅広い研究分野・領域の研究者への設備の共用、技術支援を行う

「研究基盤リソース支援プログラム」：

研究の基礎・基盤となるリソース（資料・データ、実験用の試料、標本等）についての収集・保存・提供や保存技術等の支援を行う

区分	プラットフォーム名	中核機関	支援機能
先端技術基盤支援プログラム	先端バイオイメーシング支援プラットフォーム（*）	自然科学研究機構生理学研究所 自然科学研究機構基礎生物学研究所	光学顕微鏡技術支援、電子顕微鏡技術支援、磁気共鳴画像技術支援、画像解析技術支援
	先端モデル動物支援プラットフォーム（*）	東京大学医科学研究所	モデル動物作製支援、病理形態解析支援、生理機能解析支援、分子プロファイリング支援
	先進ゲノム解析研究推進プラットフォーム（*）	情報・システム研究機構国立遺伝学研究所	先進ゲノム解析（最先端技術と設備による、新規ゲノム配列決定、変異解析、RNA・エピゲノム解析、メタゲノム解析、超高感度解析、情報解析）
研究基盤リソース支援プログラム	コホート・生体試料支援プラットフォーム（*）	東京大学医科学研究所	生体試料・情報提供支援（健常人試料・情報、臨床検体・情報）、生体試料解析技術支援（ゲノム・オミックス解析等）、バイオメディカル情報解析支援
	短寿命 RI 供給プラットフォーム	大阪大学核物理研究センター	研究用の短寿命 RI を加速器を用いて製造し供給

また、上記*印の四つのプラットフォームに対しては、四つを横断したコーディネートなど総合窓口機能を担う生命科学連携推進協議会（中核機関：東京大学医科学研究所）を設けています。

各プラットフォーム等のホームページは、以下に掲載のリンク集をご参照ください。

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/mext_01901.html

2. 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）や「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

これらを踏まえ研究費の効率的な使用や設備の共用を促進するため、令和 7 (2025) 年度から、科研費の直接経費を使用して購入した研究設備・機器のうち、使用ルールで定めた条件を満たすものについて、研究機関の内外への共用に努めてください。特に、当該研究設備・機器を検索システム等に登録することにより、研究機関内外に対して可視化するようにしてください。詳細は「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（令和 4 年 3 月 大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会）及び科研費使用ルール（補助条件及び交付条件等）を参照してください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）

URL : https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

- 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）

URL : <https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

- 競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて

（令和 3 年 3 月 5 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（令和 5 年 5 月 24 日改正））

URL : https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf

- 研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン（令和 4 年 3 月 大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会）

URL : https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/163/toushin/mext_00004.html

3. 社会との対話・協働の推進について

「「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。科研費に採択され、1 件当たり年間 3 千万円以上の公的研究費の配分を受けた研究者等については、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むこと、大学等の研究機関についても、公的研究費を受けた研究者等の「国民との科学・技術対話」が適切に実施できるよう支援体制の整備など組織的な取組を行うことが求められています。

科研費では、特に、学術変革領域研究（A）の中間・事後評価において「研究内容、研究成果の積極的な公表、普及に努めているか」という着目点を設けていますので、上記の方針を踏まえて、科研費による成果を一層積極的に社会・国民に発信してください。

4. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

バイオサイエンスデータベースセンター（URL : <https://biosciencedbc.jp/>）は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されています。

同センターでは、関連機関に積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を四つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進しています。これによって、我が国

IV. 関連する留意事項等

におけるライフサイエンス分野の研究成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス分野の研究全体が活性化されることを目指しています。

については、ライフサイエンス分野に関する論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物について、同センターへの提供に御協力をお願いします。

なお、提供された複製物については、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。また、複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にも御協力をお願いすることがありますので、あらかじめ御承知をお願いします。

また、バイオサイエンスデータベースセンターでは、ヒトに関するデータについて、個人情報の保護に配慮しつつ、ライフサイエンス分野の研究に係るデータの共有や利用を推進するためにガイドラインを策定しています。

○NBDC ヒトデータ共有ガイドライン

URL : <https://humandbs.dbcls.jp/guidelines/data-sharing-guidelines>

5. 大学連携バイオバックアッププロジェクトについて

大学連携バイオバックアッププロジェクト（Interuniversity Bio-Backup Project for Basic Biology）は、様々な分野の研究に不可欠な研究資源である生物遺伝資源をバックアップし、予期せぬ事故や災害等による生物遺伝資源の毀損や消失を回避することを目的として、平成 24(2012)年から新たに開始されました。

本プロジェクトの中核となる大学共同利用機関法人自然科学研究機構基礎生物学研究所には、生物遺伝資源のバックアップ拠点として IBBP センター（URL : <https://ibbp.nibb.ac.jp>）が設置され、生物遺伝資源のバックアップに必要な最新の機器が整備されています。

全国の大学・研究機関に所属する研究者であればどなたでも保管申請ができます。IBBP で保管可能な生物遺伝資源は、増殖（増幅）や凍結保存が可能なサンプル（植物種子に関しては冷蔵及び冷凍保存の条件が明確なもの）で、かつ、病原性を保有しないことが条件です。バックアップは無料で行われますので是非御活用ください。

6. ナショナルバイオリソースプロジェクトについて

ナショナルバイオリソースプロジェクト（NBRP）は、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要なバイオリソースを、本事業の中核的拠点に戦略的に収集・保存し、大学・研究機関に提供することで、我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献してきました。今後も我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献していくためには、有用なバイオリソースを継続的に収集する必要があります。

については、科研費で開発したバイオリソース（NBRP で対象としているバイオリソースに限ります）のうち、提供可能なバイオリソースを寄託※いただき、NBRP における収集活動に御協力くださいますようお願いいたします。

また、NBRP で既に整備されているリソースについては、効率的な研究の実施等の観点からその利用を推奨します。

※寄託：当該リソースに関する諸権利を移転せずに、本事業での利用（保存・提供）を認める手続きです。寄託同意書で具体的な提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用などの使用条件を付加することができます。

○NBRP 中核的拠点整備プログラム 代表機関一覧

URL : <https://nbrp.jp/resource/>

7. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏えいへの対処）

研究機関が科研費による研究課題を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外為法に基づき輸出規制(※1)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の二つから成り立っています。

特に、貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となりますので留意してください。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。科研費を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は科研費の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので留意してください。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(※2)。このため、交付決定時までには、科研費により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。

また、科研費を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付をしないことや交付を取り消す場合があります。

※2 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)

URL:<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

URL:<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- 一般財団法人安全保障貿易情報センター

URL:<https://www.cistec.or.jp/index.html>

- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

URL:https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

8. 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28(2016)年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28(2016)年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 27 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除く全ての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

○外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳

（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

URL：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

9. 博士課程学生の処遇の改善について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の 3 倍に増加すること（博士後期課程在籍者の約 3 割程度が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられるなど、各研究機関における R A（リサーチ・アシスタント）等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、R Aを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、R Aに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、科学研究費助成事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を R A等として雇用する場合、各研究機関の定める基準により、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。

また、学生を R A等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを十分考慮してください。

10. U R A等のマネジメント人材の確保について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、U R A等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材や U R A、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用する U R A等のマネジメント人材が科研費の研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれては科研費に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（5 年程度以上）の任期を確保するよう努めてください。

併せて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、U R A研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

1 1. 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について

「科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）」や「男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定）」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

また、性差が考慮されるべき研究や開発プロセスで性差が考慮されないと、社会実装の段階で不適切な影響を及ぼすおそれもあるため、体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

これらを踏まえ、科学研究費助成事業においても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

また、日本学術振興会では、学術の振興のためには、多様な人材が自らの能力を発揮し、活躍できる環境づくりが重要であることから、令和5（2023）年9月に「独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針」を策定し、学術分野における男女共同参画を推進しております。

その一環として、研究とライフイベントの両立など、全ての研究者の多様なキャリアを応援することを目的としたウェブサイト「CHEERS!」（チアーズ）（URL:<https://cheers.jsps.go.jp/>）をオープンしました。今後、「CHEERS!」を通じて、研究と育児の両立等に役立つ情報の発信を行うとともに、研究者相互のネットワークづくりのための取組等を積極的に進めて参りますので、是非御活用ください。

1 2. 「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」プログラムについて

「ひらめき☆ときめきサイエンス」は、科研費の支援により生まれた研究成果の社会還元や普及推進の一環として、学術が持つ意義や学術と日常生活との関わりに対する理解を深める機会を社会に提供することを目的として実施しています。

科研費により行われている学術研究を基礎として、その中に含まれる科学の興味深さや面白さを、研究者自身が分かりやすい形で直に伝えることにより、我が国の将来を担う小学5・6年生、中学生、高校生の科学的な好奇心を直に刺激して、ひらめき、ときめく心の豊かさと知的創造性を育む体験型プログラムを、研究分野を問わず募集していますので、活用してください。

URL：<https://www.jsps.go.jp/hirameki/>

1 3. 動物実験基本指針における外部検証の受検について

動物実験等を実施する大学等の研究機関等は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年文部科学省告示71号。以下「基本指針」という。）を遵守する必要があります。特に基本指針では、3Rの原則である、代替法の活用（Replacement）、使用数の削減（Reduction）、苦痛の軽減（Refinement）を踏まえて、動物実験等を適正に実施することを求めています。

特に、基本指針では、「研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること。」と定めております。科研費に応募する際、研究内容が動物実験を伴う場合には、所属する研究機関等において外部検証を受検するようお願いいたします。なお、所属する研究機関等の一部施設において外部検証を受検している場合は、機関全体として受検するようお願いいたします。

○研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示71号）

URL：https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm

(参考) 関係規程

科研費に関する法令・規程等は以下をご参照ください。

文部科学省において定めている科学研究費助成事業に係る規程等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1284421.htm

日本学術振興会において定めている科学研究費助成事業にかかる規程等

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/28_kitei/index.html

- 科学研究費補助金取扱規程

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1307764.htm

- 独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領

https://www.jsps.go.jp/file/storage/kaken_28_kitei_2024/yoryo_R70228.pdf

- 独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領

https://www.jsps.go.jp/file/storage/kaken_28_kitei_2024/kikin_yoryo_r70228.pdf

V. 問合わせ先等

1 この公募に関する問合せは、下記宛てに行ってください。

(1) 公募の内容に関すること：

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第三課

電話：03-3263-4927

メール：kksi-kaken@jsps.go.jp

(できる限りメールでの問合せをお願いします。)

※ 電話受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～17:00

(土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)、
創立記念日(9月21日)を除く)

(2) 帰国発展研究専用の科研費電子申請システムの利用に関すること：

・コールセンター

電話 0120-556-739 (フリーダイヤル)

受付時間 9:30～17:30 (日本時間)

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く

(3) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の研究者番号取得のための研究者登録に関すること：

・e-Rad ヘルプデスク

電話：0570-057-060 (ナビダイヤル)

受付時間：9:00～18:00

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く

※ 上記ナビダイヤルが利用できない場合

電話：03-6631-0622

<留意事項>

① e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルはポータルサイト (URL:<https://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

② システムの利用可能時間帯

(月～日) 0:00～24:00 (24時間365日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトであらかじめお知らせします。

(4) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」に関すること：

文部科学省科学技術・学術政策局参事官(研究環境担当) 付競争的研究費調整室

電話 03-5253-4111 (内線: 3866, 3827)

e-mail: kenkyuhi@mext.go.jp

(5) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」に関すること：

文部科学省科学技術・学術政策局参事官(研究環境担当) 付研究公正推進室

電話 03-6734-3874

e-mail: jinken@mext.go.jp

(6) 「学術研究支援基盤形成」により形成されたプラットフォームによる支援の利用に関すること：

文部科学省研究振興局学術研究推進課学術研究推進係

電話 03-6734-4090

(7) 「バイオサイエンスデータベース」に関すること：

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話：03-5214-8491

V. 問合わせ先等

- (8) 「大学連携バイオバックアッププロジェクト」に関すること：
大学共同利用機関法人自然科学研究機構基礎生物学研究所 IBBP センター事務局
電話：0564-59-5930, 5931
- (9) 「ナショナルバイオリソースプロジェクト」に関すること：
ナショナルバイオリソースプロジェクト(NBRP)事務局
(大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所内設置)
電話：055-981-6809
- (10) 「researchmap」に関すること：
国立研究開発法人科学技術振興機構
情報基盤事業部サービス支援センター (researchmap 担当)
Web 問合せフォーム：<https://researchmap.jp/public/inquiry/>
- (11) 「安全保障貿易管理」に関すること：
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課
電話：03-3501-2800
- (12) 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」に関すること：
文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命科学研究係
電話：03-6734-4366

2 応募書類(研究計画調書)の様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ

URL：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/35_kokusai/03_kikoku/koubo.html